

令和7年度

第2回 八戸市地域包括支援センター運営協議会

日 時 令和8年2月10日(火) 午後2時30分
場 所 八戸市庁本館3階 議会第三委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 地域包括支援センター事業評価の見直しについて

資料1-1

資料1-2

(2) 令和8年度八戸市地域包括支援センター運営方針について

資料2

(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

資料3

3. 閉 会

地域包括支援センター事業評価の見直しについて

1. 事業評価の目的

介護保険法第 115 条の 46 の第 4 項において、地域包括支援センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図らなければならないこと、また、同条第 9 項において、市町村は、定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じなければならないこととされている。

2. 国が定める評価指標の見直し

令和 6 年度までは、国が一律に定める評価指標に基づき事業評価を行うこととされていたが、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の一部改正により、令和 7 年度からは、地域包括支援センターが、より一層事業を効果的に実施できるよう、市町村の目標や地域の状況に応じた柔軟な評価を行うための評価指標の見直しが行われた。

《見直しの具体的なポイント》

- 人口規模や地域課題等の圏域ごとの状況を踏まえた評価や達成状況の評価を定量的に行えるよう、一律の評価指標に加え、市町村が選択可能な「任意の項目」、「アウトプット指標」、「中間アウトカム指標」を設定

3. 市における事業評価の見直し

これまでは、国が一律に定める評価指標の達成状況について、12 圏域の高齢者支援センターの平均と全国のセンターの平均を比較することにより評価を行っていたところであるが、国の評価指標の見直しも踏まえ、来年度以降は、以下のとおり事業評価を行うものとする。

(1) 見直し内容

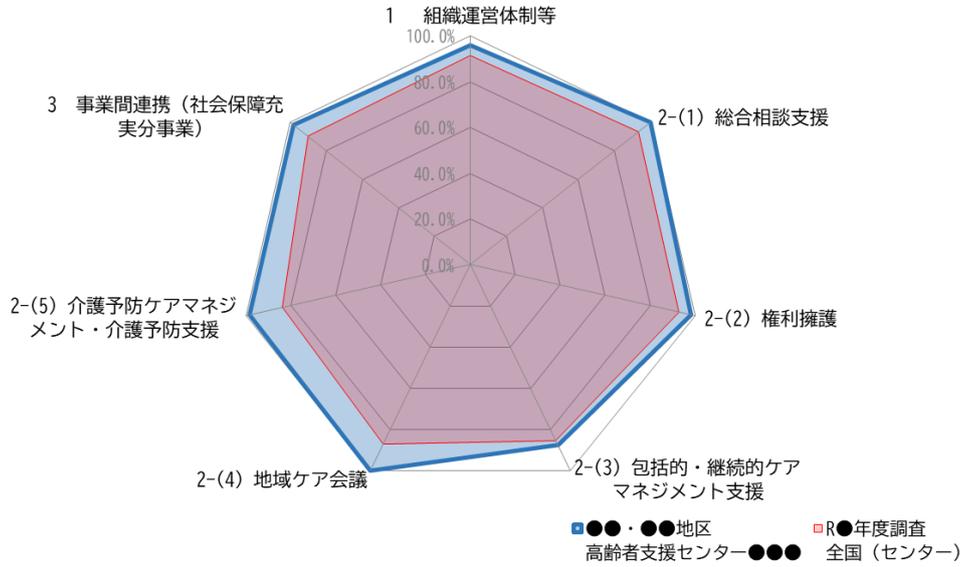
- ① 圏域ごとの状況を踏まえた評価を行うため、高齢者支援センターごとに評価を行う。
- ② 市町村が選択可能な任意の項目やアウトプット指標・中間アウトカム指標を市の運営方針に定め、実施結果等に対する評価を行う。

(2) 評価方法（資料 1-2 参照）

- ① 国の評価指標の達成状況
各高齢者支援センターの達成状況及び全国のセンターの平均との比較を記載
- ② 事業計画における重点活動及び目標
各高齢者支援センターが年度当初に市に提出する事業計画書に記載されている重点活動及び目標を記載
- ③ 事業報告における実施結果及び自己評価
各高齢者支援センターが年度末に市に提出する事業報告書に記載されている実施結果及び自己評価を記載
- ④ 市の運営方針に定める活動指標の実施状況
八戸市地域包括支援センター運営方針に定める活動指標の実績を記載
- ⑤ 事業評価
①～④の内容を踏まえた評価結果を記載

令和●年度 ●●・●●地区高齢者支援センター●●● 事業評価結果（案）

1. 国の評価指標の達成状況



2. 事業計画における重点活動及び目標

3. 事業報告における実施結果及び自己評価

4. 市の運営方針に定める活動指標の実施状況

活動指標	(例)介護予防教室の開催	■ ■ ■	■ ■ ■
目標値	24 回以上	● ● ●	● ● ●
実績	30 回	▲ ▲ ▲	▲ ▲ ▲

5. 事業評価

令和8年度 八戸市地域包括支援センター運営方針について

介護保険法第115条の47第1項において、市町村は包括的支援事業の実施に係る方針を示して、包括的支援事業を委託することができることとされている。

また、介護保険法施行規則第140条の67の2において、包括的支援事業を委託する者に対し、同条各号に示す内容を勘案して包括的支援事業の実施方針を示すものとされていることから、令和8年度における委託型地域包括支援センター（以下「高齢者支援センター」という。）の運営にあたり、その方針について検討するものである。

なお、市町村が直接運営するセンターについても、平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知「地域包括支援センターの設置運営について」において、運営方針を定めることが望ましいとされていることから、併せて八戸市地域包括支援センターの方針についても検討するものである。

根拠条文等

○ 介護保険法

（実施の委託）

第115条の47 市町村は、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

○ 介護保険法施行規則

（包括的支援事業の実施に係る方針の提示）

第140条の67の2 市町村は、包括的支援事業（法第115条の45第2項第4号から第6号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して委託する場合には、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。

- 1 当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- 2 当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- 3 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針
- 4 第1号介護予防支援事業の実施方針（下線部：介護予防ケアマネジメント）
- 5 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針
- 6 法第115条の48第1項に規定する会議の運営方針（下線部：地域ケア会議）
- 7 当該市町村との連携方針
- 8 当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針
- 9 その他地域の実情に応じて地域包括支援センター運営協議会が必要であると判断した方針

○ 地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

3 市町村の責務

(1) 設置

② センターの運営方針

（略）また、直営型センターの場合も、センター職員の目標達成に向けた意識の共有を図る観点から、委託をする場合と同様にセンターの運営方針を定めることが望ましい。

令和8年度 八戸市地域包括支援センター運営方針（案）

I 方針策定の趣旨

この八戸市地域包括支援センター運営方針は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センターの設置目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置します。（介護保険法第115条の46第1項）

市では、第9期八戸市高齢者福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）に基づき、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備、機能強化に努め、その運営がより一層充実したものとなるよう取り組みます。

III 設置体制

高齢福祉課内に設置する市直営の八戸市地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）に加え、市内12の日常生活圏域に委託型地域包括支援センター（以下「高齢者支援センター」という。）を設置し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。



【高齢者支援センターの設置状況】

	日常生活圏域	配置基準	運営法人名	高齢者支援センター名
1	市川・根岸	3人	(株)ミライフル	ミライフル
2	下長・上長	4人	(公財)シルバーリハビリテーション協会	はくじゅ
3	田面木・館・豊崎	3人	(福)ファミリー	ハピネスやくら
4	長者・白山台	3人	(医)康和会	ちょうじゃの森
5	三八城・根城	3人	(福)みやぎ会	みやぎ
6	小中野・江陽	3人	(医)杏林会	アクティブ24
7	柏崎・吹上	3人	(一社)八戸市医師会	八戸市医師会
8	是川・中居林	3人	(株)ミライフル	ミライフル
9	大館・東	5人	(福)みやぎ会	みやぎ
10	白銀・湊	4人	(医)仁泉会	えがお
11	白銀南・鮫・南浜	4人	(福)同伸会	瑞光園
12	南郷	2人	(福)吉幸会	なんごう

IV 運営上の基本的理念

1. 公益性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であり、その運営費は介護保険料や国・地方公共団体の公費によって賄われていることを十分認識し、公正かつ中立的な事業運営を行います。

2. 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当する日常生活圏域の地域特性や実情を踏まえ、適切かつ柔軟な事業運営を行います。

3. 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む）の3職種は、それぞれの専門性を発揮しながら相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の運営体制を構築し、チームとして業務に対応します。

V 地域包括支援センターで行う事業の実施方針

1. 地域包括ケアシステムを深化・推進し、健康で明るい社会づくりを目指します

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、第9期八戸市高齢者福祉計画に掲げる目指す将来像「誰もが自分らしく、生き生きと健やかに安心して暮らせるまち」を目指します。

- ・ 高齢者支援センターは、3職種の人材確保に努めるとともに定期的な研修の機会を設けるなど職員の資質向上に努め、3職種が互いに連携をとりながらチームとして包括的支援及び介護予防支援を行います。
- ・ 基幹型センターは、高齢者支援センターを統括し、指導監督や後方支援を行うことにより、高齢者に対するきめ細やかな支援を確保します。

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
職員定着率	—	66%以上(※)

※(当該年度4月末時点の職員数－前年度内に離職した職員数)÷当該年度4月末時点の職員数×100

2. 基幹型センターと高齢者支援センターは相互に連携して、円滑かつ効果的に業務を行います

基幹型センターと高齢者支援センターは、定期的に打合せを行うなど、情報共有に努め、連携して円滑かつ効果的に業務を行います。

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
関係職員会議の開催	3回	(参加)

3. 介護・医療・地域の関係者と連携し、ネットワークの構築に努めます

地域の医療・介護サービス事業者、民生委員やインフォーマルサービス等の地域における様々な関係者による会議等の機会を活用して、関係機関とのネットワークを構築します。

- ・ 民生委員定例会や地域の会合への参加など、様々な機会を通じて町内会や地区社会福祉協議会等の地域関係者との連携を図り、ネットワークの構築に努めます。
- ・ 地域における医療・介護の円滑な連携のため、医療と介護の多職種連携意見交換会等に参加し、医療・介護関係者とのネットワークの構築に努めます。

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
見守りネットワークへの支援	—	10回以上
医療と介護の多職種連携意見交換会等への参加	—	1回以上

4. 介護予防の取組を推進し、フレイルの予防に努めます

高齢者が主体的に介護予防に取り組むことができるよう働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことができるように支援します。

- ・ 基本チェックリストを用いて高齢者の健康状態の把握に努めます。
- ・ 地域の高齢者が身近な場所で気軽に介護予防に取り組むことができるよう介護予防教室を計画的に開催します。

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
介護予防実態把握	—	前年度の9月30日時点の担当圏域における高齢者人口の5%以上
介護予防教室の開催	—	24回以上
ボランティアの育成・活用	—	10回以上

5. 認知症地域支援推進員を配置し、支援機関との連携、認知症の人やその家族への支援を行います

高齢者支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図り、認知症の人やその家族への支援を行います。

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
認知症地域支援推進員の配置	4人以上	1人以上

6. 生活支援コーディネーターを配置し、多様な日常生活上の支援体制の充実、高齢者の社会参加を推進します

基幹型センターに配置する第1層生活支援コーディネーターと高齢者支援センターに配置する第2層生活支援コーディネーターが連携・協力して、地域におけるニーズや既存の地域資源の把握及びマッチングの支援を行います。

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
生活支援コーディネーターの配置	2人以上	2人以上

7. 地域ケア会議の運営を通じて、具体的な支援方策や地域課題の解決策を検討します

個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策の形成に関する機能が果たせるよう地域ケア会議を開催します。

・ 地域ケア会議個別会議

高齢者支援センターは、地域ケア会議個別会議の実施に当たって、医療、介護等の専門職を始め、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策を検討します。

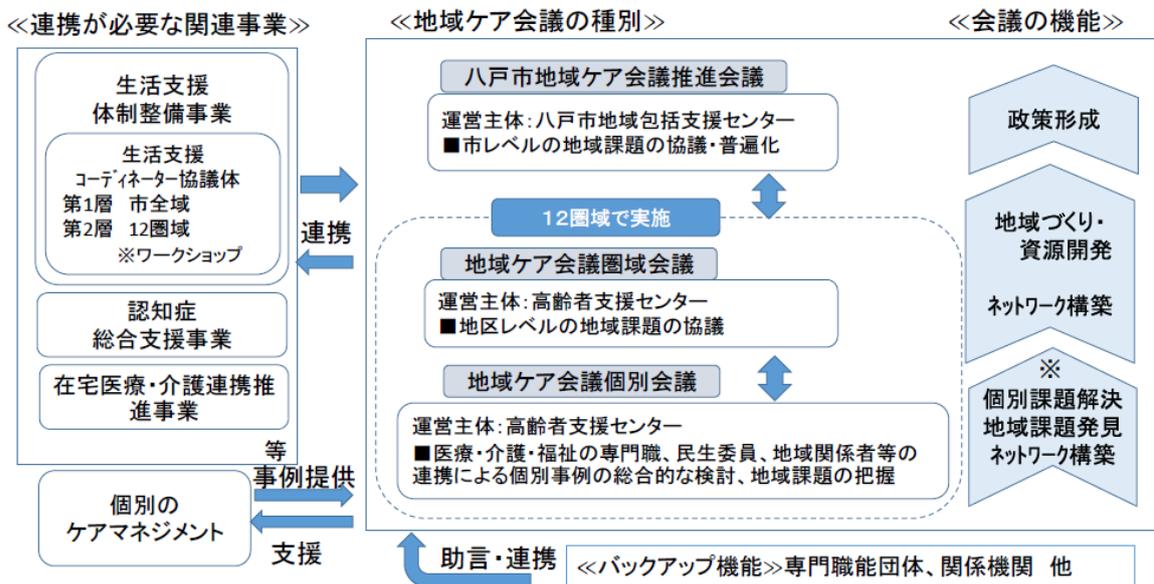
・ 地域ケア会議圏域会議

高齢者支援センターは、地域ケア会議個別会議の検討により共有された地域課題の解決や地域資源の形成等を検討する場として、地域ケア会議圏域会議を開催し、圏域における地域包括ケアシステムの強化、構築に努めます。

・ 地域ケア会議推進会議

基幹型センターは、各日常生活圏域の地域ケア会議圏域会議で協議された地域課題等をもとに、地域の関係者の連携を強化するとともに、住民ニーズとケア資源の現状を共有し、市全体の対策を協議します。

【地域ケア会議の機能と開催イメージ】



活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
地域ケア会議個別会議の開催	—	6回以上
地域ケア会議圏域会議の開催	—	2回以上
地域ケア会議推進会議の開催	1回以上	—

8. ニーズ調査の結果等から重点的に取り組む業務を明確化し、適切に業務を行います

基幹型センターと高齢者支援センターは、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果等を活用し、担当圏域の地域特性や実情の分析を行い、ニーズに応じて重点的に行うべき業務を明確にした上で、地域の関係機関と効果的に連携を図りながら、適切に業務を行います。

9. 公正性及び中立性を確保し、適切で円滑な運営を図ります

八戸市地域包括支援センター運営協議会での協議内容を踏まえ、適切な運営、公正・中立性の確保、その他円滑な運営を図ります。

また、利用者のサービス利用が特定の事業者には偏らないように配慮します。

10. 適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう介護予防ケアマネジメント等を行います

介護予防と自立支援の視点を踏まえ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、利用者自らの選択に基づき、一般介護予防事業や民間企業等による生活支援サービスを含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から必要な支援を行います。

11. 地域の介護支援専門員の資質向上を図るほか、必要に応じて助言指導等を行います

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、包括的支援事業研修会等を活用し、介護支援専門員の資質向上及びネットワークの構築を図ります。

- ・ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例については、地域包括支援センターの各専門職や地域関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。
- ・ 居宅介護支援事業所のケアマネジャーや高齢者支援センター職員等の資質向上のための研修会を開催します。

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
介護支援専門員の個別支援	相談件数分	相談件数分
包括的支援事業研修会の開催	2回	—

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

「八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に基づき、指定介護予防支援の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないとされていることから、承認を受けるもの。

委託事業所

事業所名	法人名	事業所所在地
恵望園居宅介護支援事業所	社会福祉法人恵望会	北海道恵庭市柏木町 429 番地 6
ツクイ八戸江陽	株式会社ツクイ	青森県八戸市江陽一丁目 20 番 14